別紙様式第１号　（平19財令10・全改、平28財令14・令２財令78・一部改正）

（表）

第　　号

年　　月　　日発行

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成８年法律第82号）附則第32条第３項の規定により適用される国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第116条第３項の規定に基づく監査証票

所　　属

官　　職

氏　　名

生年月日

写　　真

発行者　　財　務　大　臣

（裏）

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（抄）

附　則

（存続組合の業務等）

第32条（第１項及び第２項　略）

３　存続組合は、国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合とみなして、同法第四条から第七条まで、第十一条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第四十五条第二項及び第百十六条の規定並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第九十五条、第百六条及び第百十四条の規定を適用する。（以下　略）

（第４項から第９項まで　略）

国家公務員共済組合法（抄）

（財務大臣の権限）

第116条（第１項及び第２項　略）

３　財務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合又は連合会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

（第４項　略）

監査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

備　考

１　用紙は厚質青紙とし、大きさは縦5.4センチメートル横8.5センチメートルとする。

２　写真の大きさは、縦3.5センチメートル横2.5センチメートルとする。